

睡眠リズム障害患者会 Rhythm and Sleep 定款

前文 本定款は特定非営利活動法人としての認証が完了した段階で正式に発効するものとし、それまで以下で述べる「法人」とは当任意団体のことを指すものとする。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人睡眠リズム障害患者会 Rhythm and Sleep と称し、略称を R&S とする。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は別途理事会で定め、登記を行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、概日リズム睡眠障害・睡眠覚醒リズム障害に関する正しい知識の普及啓発、当該疾患の患者及びその家族の療育指導、当該患者の互助、当該患者への就労機会の提供、当該疾患にかかる調査研究、当該疾患に対する行政への働きかけ等についての事業を行うことで、当該患者の社会適応の向上を図り、また、社会全体の睡眠衛生の向上を通じて、公衆衛生に資すること及び公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- i. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ii. 社会教育の推進を図る活動
- iii. 子どもの健全育成を図る活動
- iv. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- v. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- i. 概日リズム睡眠障害・睡眠覚醒リズム障害及び睡眠衛生に関する知識の普及啓発
- ii. 当該疾患の患者及びその家族の療育指導
- iii. 当該患者の互助会の運営とその支援
- iv. 当該患者への就労機会の提供
- v. 当該疾患及び睡眠衛生にかかる調査研究

- vi. 当該疾患及び睡眠衛生に関する行政・教育機関・研究機関への働きかけや政策提言
 - vii. 当該疾患及び睡眠障害全般、精神疾患に関する団体との連携
 - viii. その他の関係団体との連携
 - (2) その他の事業
 - i. 企業・一般団体・行政・教育機関・研究機関に対する、当該疾患及び睡眠衛生、精神疾患に関するコンサルティングの提供
 - ii. 当該疾患に関する研究活動への協力
 - iii. 当該疾患及び関連疾患を有する者への就労機会の提供及び企業等からの広報機会の提供
 - iv. 当該疾患及び睡眠障害全般、精神疾患に関する団体、及び関連団体や公益に資する団体への運営支援
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の6種とし、正会員及び患者会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

患者会員 この法人の目的に賛同して入会した当該疾患を有する個人

賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

学術会員 この法人の事業を賛助するために入会した学識経験者

その他の会員 理事会が別に規定において定めた会員

(入会)

第7条 社員は、この法人の設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できる者でなければならない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会員及び社員としての権利は、総会が別に定める会費をおよび入会金を納入した時点で発生する。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費を期日までに納入しなかった場合、理事会は当該会員の会員又は社員としての権利を停止することができる。

3 会費は年会費とし、会員は、後に定める事業年度ごとに会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- i. 退会届の提出をしたとき。
- ii. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- iii. 3年以上会費を滞納したとき。
- iv. 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- i. 法令、この法人の定款又は規則に違反したとき。
- ii. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員をおく。なお、監査役をもって法上の監事とする。

- i. 理事 3人以上 20人以内
 - ii. 監査役 1人以上 3人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 監査役、次二項以外の理事は総会において選任する。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため役員を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。

3 総会で選任された理事の数の半数までは、理事会の承認により理事を随時追加できる。

4 前二項の場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において報告しなければならない。

5 代表理事は、理事の互選によって選任する。

6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員

の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 監査役は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務執行を総理する。

2 理事は、理事会を構成する。

3 監査役は、次に掲げる業務を行う。

- i. 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ii. この法人の財産の状況を監査すること。
- iii. 監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- iv. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- v. 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第13条における最小の役員数を欠くときには、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監査役のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の1に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- i. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- ii. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(辞任)

第19条 役員は、相当と認められる事由を明記した書面をもって申請し、理事会の議決による承認をもって辞任することができる。

(役員報酬及び費用弁償)

第20条 理事・監査役は、その総数の3分の1以下の範囲内において、総会の議決に基づき、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局)

- 第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- i. 定款の変更
 - ii. 解散及び合併
 - iii. 事業報告及び収支決算報告とその承認
 - iv. 役員やその他役職者の選任または解任、職務及び報酬の規定
 - v. 会費および入会金の額の決定
 - vi. 監査役が必要と認めた事項
 - vii. 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
 - viii. その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
 - i. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - ii. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - iii. 第15条第3項の規定により、監査役が招集するとき

(総会の招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面も

しくは電子メールなどの電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の4分の3以上の同意があった場合は、この限りでない。

(総会での表決権等)

第30条 正会員の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面もしくは電子メールなどの電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

5 その事業年度の会費等を未納の正会員は納入まで表決権を凍結し、定足数・議決数に関する総数から除く。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- i. 日時及び場所
 - ii. 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数）
 - iii. 審議事項
 - iv. 議事の経過の概要及び議決の結果
 - v. 書記等の議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名
 - vi. 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が承認し、公開しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- i. 総会に付議すべき事項
- ii. 総会の議決した事項の執行に関する事項
- iii. その他総会の議決を要しない業務に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- i. 理事会で別に定めた定例理事会の日程が到来したとき
- ii. 代表理事が必要と認めたとき
- iii. 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電子メールなどの電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- iv. 第15条第3項の規定により、監査役から招集の請求があったとき
- v. 総会の議決した事項の執行に関する事項
- vi. その他総会の議決を要しない業務に関する事項

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事会の議長あるいは代表理事が招集する。ただし、前条第2項の場合で代表理事が特別の利害関係を有する議題の時はその理事の代理が招集することができる。

2 招集権者は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から28日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールなどの電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までには通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、招集権者が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(理事会の議長招集)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(理事会の表決権等)

第39条 理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- i. 日時及び場所
 - ii. 理事総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数）
 - iii. 審議事項
 - iv. 議事の経過の概要及び議決の結果
 - v. 書記等の議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名
 - vi. 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が承認し、公開しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び区分)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- i. 設立当初の財産目録に記載された資産
 - ii. 会費
 - iii. 寄付金品
 - iv. 財産から生じる収入
 - v. 事業に伴う収入
 - vi. その他の収入日時及び場所
 - vii. 理事総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数）
- 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。
- 3 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

(事業報告及び決算、余剰金)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、理事会の議決及び監査役の監査を受けた後、総会の議決を経て、遅滞なく所轄庁に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上による議決を経て、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を経なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- i. 総会の決議
- ii. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- iii. 正会員の欠亡
- iv. 合併
- v. 破産手続開始の決定
- vi. 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が解散するときの残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人、公益財団法人又は公益社団法人に寄付するものとする。ただし、合併又は破産による解散を除く。

2 この法人が解散したときには、理事が清算人となる。ただし、合併による解散を除く。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 雑則

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 未専任

理 事 未選任

理 事 未選任

監 査 役 未選任

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、次事業年度の総会において次期役員が選出されるまでとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から成立年の12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立後総会の定めるところによる。

6 この法人の設立により、任意団体睡眠リズム障害患者会の会員及び一切の財産は、この法人が承継する。

7 この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次の通り定める。

- i. 会員の種類に関わらず入会金は無料とする
- ii. 個人の正会員の年会費を1万円とする。
- iii. 団体の正会員の年会費を10万円とする。
- iv. 患者会員の年会費は無料とする。
- v. 賛助会員の年会費を1口1万円とする。
- vi. 学会会員の年会費は無料とする。

以上